

# 国民健康保険市町村保健事業支援事業（R2）

健康増進課国民健康保険室

## 【現況】

- 市町村の保健事業に対し、都道府県が必要な支援を実施する役割が規定（国民健康保険法第82条の第11項）
- 市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析、保健事業の推進に課題がある市町村への助言及び支援など、積極的な役割が果たすことが求められている。（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針）
- 現状としては、保健福祉事務所においては感染症や精神等の対応が多く、人的にも時間的にも市町村支援を十分実施できる体制ではないことから、圏域担当のヘルスアップ支援員を新たに配置し、市町村支援を強化する。

## 【支援体制】

保健福祉事務所健康づくり支援課に圏域を担当するヘルスアップ支援員を配置し、管内の市町村支援強化を図る

